

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第18号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（予算の執行等に関する権限）</p> <p>第9条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第2に掲げる区分に従い、それぞれ<u>部局長</u>、課長若しくは課長補佐に専決させ、又は同表に掲げる区分に従い、事務所に委任する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（予算の執行等に関する権限）</p> <p>第9条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第2に掲げる区分に従い、それぞれ<u>副知事、部局長</u>、課長若しくは課長補佐に専決させ、又は同表に掲げる区分に従い、事務所に委任する。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（準用規定）</p> <p>第114条 物品及び占有動産の取得、管理及び処分については、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第1章から第5章まで及び第7章の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「<u>出納局長</u>」とあり、及び「<u>総務部長</u>」とあるのは「<u>土木部長</u>」と、「<u>財政課長</u>」とあるのは「<u>下水道課長</u>」と、第25条第2項中「<u>財務規則第125条</u>」とあるのは「<u>新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）第88条第1項</u>」と、「及び財務規則第136条の規定により私人に支出の事務を委託した場合において」とあるのは「<u>において</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第114条 物品及び占有動産の取得、管理及び処分については、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第1章から第5章まで及び第7章の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「<u>出納局長</u>」とあり、及び「<u>総務管理部長</u>」とあるのは「<u>土木部長</u>」と、「<u>財政課長</u>」とあるのは「<u>下水道課長</u>」と、第25条第2項中「<u>財務規則第125条</u>」とあるのは「<u>新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）第88条第1項</u>」と、「及び財務規則第136条の規定により私人に支出の事務を委託した場合において」とあるのは「<u>において</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>（準用規定）</p> <p>第131条 固定資産の取得、管理及び処分については、この規則に定めるもののほか、新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）第1条から第5条まで、第11条から第18条まで、第21条から第30条まで及び第32条から第49条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「<u>総務部に</u>」とあるのは「<u>土木部に</u>」と、「<u>総務部長</u>」とあるのは「<u>土木部長</u>」と、「<u>管財課長</u>」とあるのは「<u>下水道課長</u>」と、「<u>財産台帳</u>」とあるのは「<u>固定資産台帳</u>」と読み</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第131条 固定資産の取得、管理及び処分については、この規則に定めるもののほか、新潟県公有財産事務取扱規則（昭和48年新潟県規則第20号）第1条から第5条まで、第11条から第18条まで、第21条から第30条まで及び第32条から第49条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「<u>総務管理部に</u>」とあるのは「<u>土木部に</u>」と、「<u>総務管理部長</u>」とあるのは「<u>土木部長</u>」と、「<u>管財課長</u>」とあるのは「<u>下水道課長</u>」と、「<u>財産台帳</u>」とあるのは「<u>固定資産台帳</u>」と読み</p>

替えるものとする。

別表第2（第9条関係）

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分 科目等			専決			委任	専決
			部局長	課長	課長 補佐	事務 所長	次長
(収益的 支出) 流域下 水道事 業費用	営業費 用	管渠費					
		給料		(略)		(略)	(略)
		手当 等		(略)	(略)	(略)	(略)
		報償 費		(略)	(略)	(略)	(略)
		退職 給付 費		(略)	(略)	(略)	(略)
		法定 福利 費		(略)	(略)	(略)	(略)
		厚生 福利 費		(略)	(略)	(略)	(略)
		報酬		(略)	(略)	(略)	(略)
		消耗 品費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		修繕 費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
路面 復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

と読み替えるものとする。

別表第2（第9条関係）

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分 科目等			専決				委任	専決
			副知事	部局長	課長	課長 補佐	事務 所長	次長
(収益的 支出) 流域下 水道事 業費用	営業費 用	管渠費						
		給料			(略)		(略)	(略)
		手当 等			(略)	(略)	(略)	(略)
		報償 費			(略)	(略)	(略)	(略)
		退職 給付 費			(略)	(略)	(略)	(略)
		法定 福利 費			(略)	(略)	(略)	(略)
		厚生 福利 費			(略)	(略)	(略)	(略)
		報酬			(略)	(略)	(略)	(略)
		消耗 品費	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
		修繕 費	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
路面 復旧	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		

費						費					
材料費		(略)		(略)		材料費			(略)		(略)
被服費		(略)	(略)	(略)	(略)	被服費			(略)	(略)	(略)
光熱費		(略)	(略)	(略)	(略)	光熱費			(略)	(略)	(略)
水費		(略)	(略)	(略)	(略)	水費			(略)	(略)	(略)
動力費		(略)	(略)	(略)	(略)	動力費			(略)	(略)	(略)
燃料費		(略)	(略)	(略)	(略)	燃料費			(略)	(略)	(略)
藥品費		(略)	(略)	(略)	(略)	藥品費			(略)	(略)	(略)
食糧費		(略)		(略)		食糧費			(略)		(略)
印刷製本費		(略)	(略)	(略)	(略)	印刷製本費			(略)	(略)	(略)
広告宣伝費	100万円以上	(略)		(略)		広告宣伝費	100万円以上		(略)		(略)
手数料		(略)	(略)	(略)	(略)	手数料			(略)	(略)	(略)
補償費		(略)		(略)		補償費			(略)		(略)
使用料		(略)	(略)	(略)	(略)	使用料			(略)	(略)	(略)
賃借料		(略)	(略)	(略)	(略)	賃借料			(略)	(略)	(略)
委託料	1,000万円以上	(略)		(略)		委託料	2,000万円以上	2,000万円未満	(略)		(略)
工事	5億円未満	(略)		(略)		工事	5億円	4億円	(略)		(略)

引当 金繰 入額		(略)			引当 金繰 入額		(略)		
特別 修繕 引当		(略)			特別 修繕 引当		(略)		
金繰 入額		(略)			金繰 入額		(略)		
貸倒 損失		(略)			貸倒 損失		(略)		
貸倒 引当		(略)			貸倒 引当		(略)		
金繰 入額		(略)			金繰 入額		(略)		
その他 引当		(略)			その他 引当		(略)		
金繰 入額		(略)			金繰 入額		(略)		
(略)	(略)				(略)	(略)			
受託工 事費					受託工 事費				
委託 料	1,000万円以上	(略)	(略)		委託 料	2,000 万円以 上	2,000 万円未 満	(略)	(略)
建設 工事 に 関 す	2,000万円以上	(略)	(略)		建設 工事 に 関 す	3,000 万円以 上	3,000 万円未 満	(略)	(略)

事費						
委託料	1,000万円以上	(略)		(略)		
建設工事に関する委託料	2,000万円以上	(略)		(略)		
工事請負費	5億円未満	(略)		(略)		
災害復旧費			(略)	(略)	(略)	
修繕費		(略)	(略)	(略)	(略)	
工事請負費	5億円未満	(略)		(略)		
消費税及び地方消費税			(略)			
維持管理負担金返還金		(略)				

事費						
委託料	2,000万円以上	2,000万円未満	(略)		(略)	
建設工事に関する委託料	3,000万円以上	3,000万円未満	(略)		(略)	
工事請負費	5億円未満	4億円未満	(略)		(略)	
災害復旧費			(略)	(略)	(略)	(略)
修繕費			(略)	(略)	(略)	(略)
工事請負費	5億円未満	4億円未満	(略)		(略)	
消費税及び地方消費税				(略)		
維持管理負担金返還金				(略)		

(資本的支出) 資本的支出	特別損失	雑支出	(略)	(略)	特別損失	雑支出	(略)	(略)
		固定資産売却損	2,000万円未満			固定資産売却損	2,000万円未満	1,000万円未満
		固定資産除却費	2,000万円未満			減損損失	2,000万円未満	1,000万円未満
		減損損失	2,000万円未満			災害による損失	2,000万円未満	1,000万円未満
		災害による損失	2,000万円未満			過年度損益修正損	300万円以上	500万円以上
		過年度損益修正損	300万円以上	(略)		その他特別損失	300万円以上	500万円以上
		その他特別損失	300万円以上	(略)		内容が軽易なもの	(略)	(略)
		内容が軽易なもの	(略)	(略)		建設改良費	(略)	(略)
		建設改良費	(略)	(略)		公共工事費	(略)	(略)
		公共工事費	(略)	(略)		管渠費	5億円未満	4億円未満
管渠費	5億円未満	(略)	測量	2,000万円以上	3,000万円以上			
測量	2,000万円以上	(略)						

		・設計・調査業務委託				上 満					
	(略)	(略)				(略)					
	(略)	(略)				(略)					
	その他建設改良費	5億円未満	(略)	(略)		5億円未満	4億円未満	(略)		(略)	
企業債償還金			(略)					(略)			
借入金			(略)					(略)			
返済金			(略)					(略)			
固定資産購入代金		7,000万円未満	(略)	(略)		7,000万円未満	3,000万円未満	(略)		(略)	
投資有価証券購入代金			(略)					(略)			
出資金											
貸付金		○ 2,000万円未満	(略)			2,000万円未満	○ 1,000万円未満	(略)		(略)	
国庫補助金返			(略)					(略)			

還金					
負担金			(略)		
返還金					
災害復旧費	5億円未満		(略)		(略)
基金積立金	1億円未満		(略)		
雑支出			(略)		(略)

(3)・(4) (略)
(略)

別表第3 (第10条関係)

- (1) (略)
(2) 支出負担行為

科目等			都市局長に専決させる額
(収益的支出)			
流域下水道事業費用	(略)	(略)	(略)
	特別損失	固定資産除却損	(略)
		固定資産除却費	1,000万円未満
		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

別表第4 (第27条関係)

(略)

費用			
款	項	目	節
流域下水道事業費用			
	(略)	(略)	(略)
	特別損失		

還金					
負担金			(略)		
返還金					
災害復旧費	5億円未満	4億円未満	(略)		(略)
基金積立金	1億円未満	5,000万円未満	(略)		
雑支出			(略)		(略)

(3)・(4) (略)
(略)

別表第3 (第10条関係)

- (1) (略)
(2) 支出負担行為

科目等			都市局長に専決させる額
(収益的支出)			
流域下水道事業費用	(略)	(略)	(略)
	特別損失	固定資産除却損	(略)
		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

別表第4 (第27条関係)

(略)

費用			
款	項	目	節
流域下水道事業費用			
	(略)	(略)	(略)
	特別損失		

		固定資産売却 損 固定資産除却 費 (略)				固定資産売却 損 (略)	
--	--	-----------------------------------	--	--	--	--------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第114条及び第131条の改正は、令和4年4月1日から施行する。